

## 「省エネルギー小委員会におけるこれまでの議論の中間的整理（案）」のポイント

平成 26 年 12 月  
資源エネルギー庁

本年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において「徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現」といった方針が示されたことを受け、本方針を具体化するための必要な措置について、本年 6 月以降、検討を実施してきた。

### 1. 検討の背景（省エネルギーを取り巻く状況に関する現状認識）

#### （1）我が国の構造的課題の克服に向け、省エネ対策の加速が必要

- 世界最高水準のエネルギー効率を達成しているとはいえ、我が国はエネルギー源の中心となっている化石燃料に乏しく、エネルギーを巡る国内外の状況変化に大きな影響を受けやすい根本的な脆弱性がある。（**構造的課題の克服の必要性**）
- 近年はエネルギー効率の改善が停滞。我が国の省エネ施策を深掘りすべく、規制と支援を両輪とした各部門の省エネ施策の不断の見直し・改善が必要である。（**新たな省エネ施策体系を構築**）
- 省エネの取組みによりエネルギー消費が抑制されれば、温室効果ガスの排出量についても削減されることとなる。（**温室効果ガスの削減にも貢献**）

#### （2）エネルギーコスト高を乗り越え、省エネ投資と経済の好循環を創出

- 電気料金を初めとしたエネルギーコストの増大が、電力を大量に消費する産業や中小企業、家庭の収益を圧迫。省エネルギー対策の徹底は、エネルギーコストの削減のために有用であり、緊急的な支援が必要である。（**エネルギーコスト高対策の必要性**）
- 省エネを実現するための設備投資は、事業者のエネルギー生産性の向上にも寄与し、競争力の強化にも直結する。経済の活性化の点からも重要である。（**省エネ投資と経済の好循環を創出**）

### 2. 具体的方策

#### 2.1 産業部門における必要な措置

これまでに効率の改善は進展したものの依然としてエネルギー消費の 4 割を占める産業部門において、設備投資促進により省エネの徹底的な掘り起こしを図るとともに、中小企業への省エネ支援を手厚くし、現状の停滞感を打破する。

#### （1）ベンチマーク制度を活用した施策体系の構築

事業者の原単位の評価による省エネの進展は限界を迎えつつあり、業種・業態ごとの絶対値（ベンチマーク）によるエネルギー消費効率の評価に重心を移すべきである。具体的には、既にベンチマーク制度が導入されている産業部門において、実績を踏まえ、指標の改善や対象の拡大などの見直しやベンチマークと連動した支援

制度の導入に向けた検討を開始すべきである。

## (2) 複数事業者連携を評価する枠組みの検討や事業者単位での規制の徹底

事業者の自主性を最大限生かした合理的な規制・執行体系を構築すべく、現行制度では評価が不十分な、一事業者を超えた複数事業者連携の取組みを評価する枠組みや、設備投資をはじめ中長期に効果が持続する取組みをより促すべく省エネ法における中長期計画の実効性を高める措置について検討すべきである。また、これまでの工場単位に着目した取組みから「事業者単位」での取組みの徹底への転換という観点から、工場毎のデータ確認から、個別事業者の本社に対する指導へと執行リソースの重心を移行すべきである。

## (3) 省エネルギーのノウハウ等を有していない中小企業等への対策

省エネ法規制対象外の中小企業等は設備投資なしでもできる対策と設備投資の必要な対策を合わせて10%～20%の省エネのポテンシャルがある。診断に基づく助言とベストプラクティスの水平展開を強化すべきである。加えて、各地域で継続的に相談に応じることができるプラットフォームを構築すべきである。

## 2.2 民生部門における必要な措置

### 2.2.1 業務部門における必要な措置

全体の2割を占め、他部門に比べ著しい、業務部門のエネルギー消費の増加を抑制するため、優れた省エネの取組みやノウハウを共有する仕組みを構築する。また、産業部門に比べて劣るエネルギーコストに対する意識を向上させる。加えて、大幅な省エネが見込まれるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現を目指す。

#### (1) 業務部門におけるベンチマーク制度の創設

業務部門はこれまで省エネ対策が十分に行われていないこともあり、まだ自らの省エネポテンシャルに気付いていない事業者が存在している可能性が高く、好事例の横展開を図るため、省エネ法ベンチマーク制度を導入すべきである。

#### (2) ZEBの実現に向けた方策

海外の先進的省エネルギー建築物の省エネ量と同等以上の要件で、ZEBにつながる世界最先端の省エネルギービルの実証し、早々にZEBの実現を目指す。また、ZEBの実現・普及に向けたロードマップの策定を検討すべきである。

### 2.2.2 家庭部門における必要な措置

全体の15%を占め、世帯数の増加とともにエネルギー消費が増加してきた家庭部門においては、我慢を強いることなく、快適性を維持したまま省エネを実現

するライフスタイルを目指す。普及が進みつつあるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の標準化など、自然体で省エネが進む環境づくりと併せて、わかりやすい情報提供や省エネ行動の促進を図る。

#### (1) ZEHの普及加速化

高断熱・省エネ化のほか、低価格化、消費者への周知・広報等を踏まえつつ、ZEHの普及の目標の実現に向け、ロードマップの策定を検討すべきである。

#### (2) わかりやすい情報提供と省エネ行動の促進（省エネ広報）

キャンペーンを通じた各家庭における省エネ行動の変革促進と、住宅インフラとしてのエネルギー消費対策の双方を実施すべきである。

### 2.2.3 業務・家庭部門横断的に必要な措置

住宅・建築物については、フローではなく50年周期のストック対策として、施策を展開していく。また、知識を持たない消費者が最新型の省エネ機器を選択することができる環境を整備することが必要である。

#### (1) 住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化

新築の住宅・建築物については、省エネ基準適合率が上昇。規制の必要性や程度を考慮しつつ2020年までに新築住宅・建築物に対する省エネ基準への適合を段階的に義務化する。

#### (2) トップランナー機器の拡充・基準見直し、トップランナー制度の充実

選択と集中により、よりエネルギー消費量が大きく、エネルギー消費効率の改善余地の大きな品目を中心に基準の見直し等を検討すべきである。また、省エネ製品の国際展開も視野に国際基準との整合性についても検討すべきである。

### 2.3 運輸部門における必要な措置

全体の4分の1を占める運輸部門においては、そのエネルギー消費の8割以上を占める自動車の単体対策の追求がハードの省エネ対策の要となる。併せて運用時対策として、エコドライブの推進や荷主の省エネ取組の優良事例横展開などにポテンシャルがある。

#### (1) 世界最高水準の自動車単体対策

世界最高水準の自動車単体対策の実現を目指すべく、国際的な動向や技術開発状況を踏まえつつ、調査・検討を行うべきである。

#### (2) 運輸部門ソフト対策の強化

実際の走行時の省エネ対策（エコドライブ）の普及を推進。輸送事業者の省エネ化に関する実証、荷主事業者の優良事例の横展開を実施すべきである。

## 2.4 部門横断的に必要な措置

### (1) エネルギー管理支援サービスの活性化

外部の専門家がエネルギー管理支援サービスを通じて事業者の省エネを代行するような仕組みの活用により省エネバリア除去への貢献が期待される。サービスの担い手の育成、ベンチマーク制度との連携、ESCO（Energy Service Company）やリースなど既存のファイナンス制度の利便性向上を目指すべきである。

### (2) デマンドレスポンスの普及

震災以降の厳しい電力需給状況を踏まえ、エネルギーの供給状況に応じてスマートに消費パターンを変化させるデマンドレスポンスの重要性が浸透してきた。わかりやすい広報、電気料金型デマンドレスポンスやネガワット取引の普及を目指すべきである。

### (3) 省エネの技術開発と成果の普及

省エネルギー技術の開発にあたって、中長期のエネルギー需要や生産プロセスの省エネ化（エコプロセス）や幅広い分野における省エネ貢献（エコプロダクト）の観点も踏まえつつ、従来の重要技術領域を見直し、国の政策ニーズに沿って重点分野を定め、集中的に支援を行う仕組みについて検討すべきである。

### (4) 発電事業者の効率化に向けた省エネ法規制のあり方の検討の必要性

電力システム改革に伴う発電の全面自由化が実現すれば、今後、多様な発電設備が設置される可能性がある。そのため、電力自由化後の電力供給業の対象範囲や発電設備の省エネのあり方など、電力供給業に対するベンチマーク制度の見直しが必要であり、発電事業に関する省エネ法のあり方を検討すべきである。

### (5) エネルギー消費状況に関する各種データの利活用

定期報告書のデータに加え、これまでの省エネ機器・設備、エネルギー管理システム等の導入補助、技術開発等の支援事業実績データ報告で蓄積されたエネルギー消費状況に関連するデータを公表し、民間や学術機関に広く情報を開示し、産学官が連携し共同で分析することで、最大限データを利活用することを目指すべきである。

## (参考)省エネルギー小委員会 これまでの審議開催状況

(注)本小委員会は、平成25年11月5日に第1回を開催

### **第2回 6月24日 14:30-17:30**

- エネルギー基本計画中の省エネルギーに関する記載について
- 省エネルギーに関する情勢及び取組の状況
- 各部門における現状認識と課題(案)

### **第3回 7月24日 10:00-12:00**

- 第2回の議論を踏まえた課題の整理(案)
- 産業部門に係る課題(一般財団法人省エネルギーセンターより発表)
- 民生部門に係る課題(財団法人日本エネルギー経済研究所より発表)
- 今夏の節電・省エネキャンペーンについて

### **第4回 9月2日 10:00-12:00**

- 省エネルギーの技術開発の動向(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構より発表)
- 省エネ法の施行状況(工場等に係る措置)
- 平成27年度の主な省エネルギー関連予算の概算要求について

### **第5回 10月1日 13:30-16:00**

- 民生部門の省エネルギー対策について
  - ▶ エネルギーの使用実態を踏まえた対策(ベンチマーク)
  - ▶ 建築材料に関する対策(建材トップランナー制度、支援制度)
- 省エネルギー支援策のあり方

### **第6回 10月21日 14:00-16:00**

- 運輸部門の省エネルギー対策について(一般社団法人自動車工業会より発表)
- ダイヤモンドリスポンス
- 省エネルギー対策の費用対効果

### **第7回 12月2日 9:30-12:00**

- 産業部門の省エネルギー対策について(日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本製紙連合会、セメント協会、電機・電子温暖化対策連合会、日本自動車工業会より発表)
- 住宅・建築物の省エネルギー対策について
- 冬の省エネルギー対策について

### **第8回 12月25日 9:30-12:00**

- 省エネルギー小委員会におけるこれまでの議論の中間的整理(案)